

◇下松市提供サービス

令和7年12月10日現在

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。

詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
1	市営住宅入居申込み	市営住宅への入居申込みができる	◎		住宅建築課住宅係 0833-45-1851	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	税務課 市民税係 0833-45-1815	生計同一等の条件あり
3	税金等の納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行ができる		○	税務課 収納対策係 0833-45-1814	
4	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができる		○	税務課 収納対策係 0833-45-1817	
5	市税の口座振替に関する届け出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付ができる		○	税務課 収納対策係 0833-45-1814	
6	市税の還付金の受け取りに関する届け出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる		○	税務課 収納対策係 0833-45-1814	
7	納税証明書の代理交付	パートナーによる代理申請ができる		○	税務課 収納対策係 0833-45-1814	
8	母子手帳の交付申請	パートナーが、妊娠の届出及び母子健康手帳の受領ができる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	委任状への記載が必要
9	低出生体重児の届出	パートナーによる代理届出ができる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
10	育児相談	パートナーと一緒に妊娠・出産・子育てについての相談ができる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
11	妊婦健診	パートナーと一緒に妊婦の健康や胎児の発育を確認		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
12	妊婦歯科健診	パートナーと一緒に妊婦の口腔内の健康を確認		○	健康増進課 0833-41-1234	
13	産婦健診	出産後間もないお母さんのからだとこころの健康状態の確認		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
14	産後ケア事業	産後間もない母子に助産師等による心身のケアや育児サポート		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
15	産前・産後サポート事業	妊娠中又は出産後間もないため、心身がすぐれないお母さんの家事や育児の一部を支援		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
16	出産・子育て応援給付金の申請	給付手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
17	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
18	パパママスクール	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習ができる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
19	離乳食学級	パートナーと一緒に離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習できる		○	こども家庭課 0833-45-1880、41-1022	
20	風しん予防接種費用の一部助成申請	風しんの抗体価が低い方の予防接種費用の一部を助成	◎		健康増進課 0833-41-1234	
21	要介護認定の申請	要介護認定について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課介護保険係 0833-45-1831	
22	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代行申請できる		○	保険年金課 0833-45-1823	申立書や本人の資格確認証等の預かりがあれば申請可能
23	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課介護保険係 0833-45-1831	
24	高齢者バス・タクシー利用助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
25	在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
26	高齢者訪問理美容助成事業	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
27	高齢者日常生活用具給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
28	移送サービス費助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
29	高齢者等見守り通報システム事業	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
30	はり・きゅう施術費助成の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	高齢福祉課長寿支援係 0833-45-1837	
31	障害者福祉タクシー助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代行申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
32	身体障害者手帳の交付申請	身体障害者手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
33	療育手帳の交付申請	療育手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
34	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	精神障害者保健福祉手帳交付申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課 連絡先	備考
			必要	不要		
35	重度心身障害者医療の申請	重度心身障害者医療申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
36	自立支援医療の申請	自立支援医療の申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
37	障害福祉サービス等の申請	障害福祉サービス等の申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
38	特別障害者手当の申請	特別障害者手当の申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
39	日常生活用具給付申請	日常生活用具給付申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
40	補装具費支給申請	補装具費支給申請手続きのパートナーによる代理申請できる		○	障害福祉課 0833-45-1835	
41	生活保護受給	生活同一世帯の場合、生活保護の受給対象		○	地域福祉課 0833-45-1834	
42	生活保護相談	生活保護に関する相談ができる		○	地域福祉課 0833-45-1834	
43	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	保険年金課 0833-45-1823	委任状の提出が必要
44	国民年金関係手続き	パートナーによる手続きができる		○	保険年金課 0833-45-1824	委任状の提出が必要
45	死亡届の届け出	パートナーによる届出ができる		○	市民課 0833-45-1822	同居人・後見人・任意後見人であれば届出が可能
46	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請ができる		○	市民課 0833-45-1822	死亡届の届け出人に準じる
47	救急車への同乗	救急車で搬送される際、同乗ができる		○	消防本部 警防課 0833-45-1781	
48	救急隊が行う処置の同意	救急隊が行う処置について説明を受け、同意ができる		○	消防本部 警防課 0833-45-1781	
49	救急搬送証明書の交付	救急車で医療機関に搬送された方やその家族に対して、救急搬送証明書の発行を行っており、パートナーが代理申請をすることができる		○	消防本部 警防課 0833-45-1781	委任状の提出が必要
50	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	税務課 固定資産税係 0833-45-1816	
51	り災証明（火災）の届出	火災によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出ができる		○	消防本部 予防課 0833-45-1882	
52	DV被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	人権推進課 0833-45-1825	
53	犯罪被害者等見舞金の支給申請	同居する犯罪被害者のパートナーが代理で申請することができる	◎		生活安全課 0833-45-1828	
54	犯罪被害者等生活支援助成金の助成申請	同居する犯罪被害者のパートナーが代理で申請することができる	◎		生活安全課 0833-45-1828	
55	就学・教育相談	パートナーも特別な配慮が必要な児童生徒の就学や教育に関する相談ができる		○	学校教育課 0833-45-1869	